図２　平成８／９年～平成22／23年の全国の需要実績を用いた算出方法

（単位：万トン）

年	x	需要量(y)
8／9	1	943.8
9／10	2	912.9
10/11	3	907.3
11/12	4	885.9
12/13	5	911.5
13/14	6	872.1
14/15	7	894.7
15/16	8	861.6
16/17	9	865.4
17/18	10	851.7
18/19	11	837.5
19/20	12	854.5
20/21	13	823.6
21/22	14	814.1
22/23	15	820.0
23/24	16	804.9
24/25	17	796.7

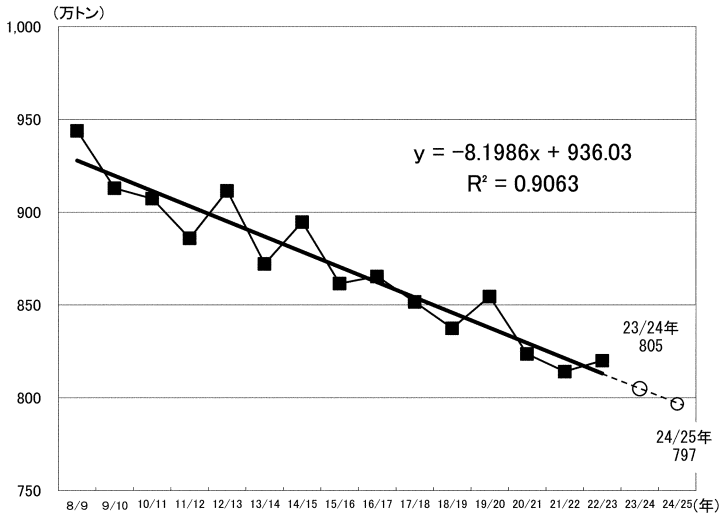


表２　平成23／24年及び平成24／25年の需要見通し

平成23／24年	805万トン
平成24／25年	797万トン

３　平成23／24年の需給見通し

平成23／24年の需給見通しは、表３のとおりです。

⑴　供給量

①　平成23年６月末の民間在庫量（確定値）は、181万トンです。

②　平成23年産主食用米等の生産量は、813万トン（平成23年10月15日現在の平成23年産米水稲の予想収穫量（主食用））です。

③　この結果、平成23／24年の主食用米等の供給量の合計は、994万トンとなります。

⑵　需要量

主食用米等の需要量は、２により算出した805万トンです。

⑶　平成24年６月末の民間在庫量

平成24年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して189万トンと見通されます。

表３　平成23／24年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

		主食用米等
平成23年６月末民間在庫量	A	181
平成23年産主食用米等生産量	B	813
平成23／24年主食用米等供給量計	C＝A＋B	994
平成23／24年主食用米等需要量	D	805
平成24年６月末民間在庫量	E＝C－D	189

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施（毎年20万トン）

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売（毎年20万トン）

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

平成23年産米の政府備蓄米としての買入契約数量は、東日本大震災の影響等により７万トンとなりました。

政府備蓄米の中で保有期間が最も長期となる平成18年産米（平成23年６月末備蓄量24万トン）について、平成23年７月末時点で品質確認を行い、適正備蓄水準が100万トン程度（毎年６月末）であることを踏まえ、飼料用・援助用等に４万トンを供給することとします。

以上を踏まえた平成23／24年の備蓄運営は、表４のとおりです。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、戸別所得補償制度の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

表４　平成23／24年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成23年６月末備蓄量	A	88
平成23年産米買入数量	B	7※
平成23／24年飼料用・援助用等販売量	C	4※
平成24年６月末備蓄量	D＝A＋B－C	91

※　予定数量である。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

米穀の輸入予定数量及びその種類別の予定数量については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。